

## 平成25年度 第2回 社会保険未加入対策推進北海道地方協議会の概要

- 1 日 時:平成 26 年3月7日(金)15:00～16:30
- 2 場 所:札幌第1合同庁舎 2階講堂
- 3 参加者:北海道建設業協会、日本建設大工工事業協会北海道支部、日本機械土工協会北海道支部、北海道鉄筋業協同組合、北海道左官業組合連合会、日本塗装工業会北海道支部、日本電設工業協会北海道支部、北海道空調衛生工事業協会、建設産業専門団体北海道地区連合会等  
北海道、北海道厚生局、北海道労働局、日本年金機構北海道ブロック本部、北海道開発局

### 4 議事概要

#### ① 社会保険未加入対策の最新の状況について

資料1から3に沿って、北海道開発局から、標準見積書活用状況アンケートの最終結果、平成26年2月から手供する公共工事設計労務単価、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況について説明し、標準見積書の更なる活用と相談ダイヤルでの情報提供を要請。

(参加団体からの発言)

- ・ 標準見積書を注文者に提出した結果、「内訳明示された法定福利費の一部が減額」や「支払われない」との回答も多いが、内訳に明示されたにもかかわらず、減額されたり、支払われないというのはどういうことか。

(北海道開発局からの回答)

- ・ アンケートの自由筆記回答では、「もともと保険には加入済みの筈だから金額があるはずがないと言われる」「元請からは「民間工事の場合建築主からもらっていないので払えないと告げられた。従来単価に含まれていたものを別枠で表示すると、逆に値引きの的になった」等の状況が報告されている。

(参加団体からの発言)

- ・ 設計労務単価が上がったことは良かったが、職人までその分が行き渡らず、処遇が厳しい状況である。行政としてどう対応していくのか。

(北海道開発局からの対応)

- ・ 地方自治体、建設業団体、民間発注者団体に「技能労働者への適切な水準の賃金支払い」「法定福利費の支払い」「保険への加入徹底」等の取組を依頼。また、下請取引等実態調査等や厚生労働省の調査により、賃金の動向を注視していく。

## ② 直轄工事における社会保険未加入対策に係る取組について

資料4に沿って、国土交通省大臣官房地方課公共事業契約指導室から、国土交通省直轄工事における社会保険未加入対策の強化案について説明。

- ・ 平成 26 年夏以降、元請、一定規模以上の工事の一次下請業者から社会保険未加入業者を排除することを検討中。
- ・ 開始時期は「平成 26 年夏以降」としているが、これは、未加入業者が保険加入手続に今後必要な期間、元請が下請業者に加入するよう指導するのに必要な期間を鑑み決定する予定。
- ・ 一定規模以上の工事とは、「施工体制台帳作成義務の対象となる工事」と考えている。発注者としては、施工体制台帳に記載されている内容を元に保険の加入状況を判断するため。
- ・ 元請業者には保険未加入の下請業者との契約を原則禁止にし、違反の場合は、請負代金額の減額、指名停止、工事成績評点の減点を予定。
- ・ 制度の詳細については、引き続き検討を行う。

(参加団体からの発言)

- ・ 建設国保に加入している場合は、「未加入」扱いとなるのか。

(北海道開発局、北海道厚生局からの回答)

- ・ 建設業の許可更新時における取扱と同様であり、適用除外等の必要な手続きを行なったうえで建設国保に加入しているものであれば、適法に加入している扱いとなる。

## ③その他

資料5に沿って、北海道開発局から、建設産業における消費税の転嫁対策について説明し、適正な転嫁を参加団体に要請。

参考資料に沿って、北海道開発局から、中建審等基本問題小委員会の「当面講ずべき施策の取りまとめ」、本省・建設産業活性化会議、建設業者向けの融資等の支援制度、公共事業の円滑な施工確保対策について説明。

(参加団体からの発言)

- ・ 中建審等基本問題小委員会の「当面講ずべき施策の取りまとめ」に、低入札価格調査制度の充実強化とあるが、特に、調査基準の引き上げ等の見直しをお願いする。

(北海道開発局からの回答)

- ・ 25 年 5 月には、調査基準価格の一般管理費等の算入率を引き上げたところ。これにより、平均的な工事では予定価格の約88%程度となった。発注者としては、価格が安価でも、工事の品質、履行可能性に問題があっては困るので、必要に応じて充実強化が図られるべきものとする。

以上